

令和4年度（2022年度）中野区予算編成方針について

未だ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度（2020年度）の国内総生産（GDP）の実質成長率はマイナス4.6%となった。これは、リーマンショックが発生した平成20年度（2008年度）のマイナス3.6%を大きく下回り、戦後最大の落ち込みである。今年4月～6月期のGDPの実質成長率（速報値）は、前期比プラス0.3%（年率換算でプラス1.3%）と2四半期ぶりのプラス成長になったものの、設備投資（前期比プラス1.7%）や住宅投資（同プラス2.1%）、輸入（同プラス2.9%）などの持ち直しの動きが見られる中で、GDPの大半を占める個人消費がプラス0.8%にとどまり、3回目の緊急事態宣言発出などの影響により、個人消費の伸び悩みが見られる。第5波により新型コロナウイルス感染者数は増加の一途を辿り、7月の4回目の緊急事態宣言の発出などにより、消費の回復の遅れが見込まれ、政府が予測する今年度の実質GDP成長率プラス3.7%程度も、下振れのリスクをはらんでいる。

令和3年度予算における一般財源は、厳しい財政状況を踏まえ、リーマンショック後の平成22年度予算における前年度比約54億円の減収を超える、前年度比約68億円の減収を見込んだ。令和4年度は、現時点において、令和3年度から一般財源の微増を見込んでいるが、令和2年度予算の水準には遠く及ばず、新型コロナウイルス感染症の動向が国内外の経済に与える影響に十分に注意する必要がある、引き続き緊張感を持って財政運営を行っていかなければならない。

区は、今年3月に基本構想を改定した。令和4年度は、基本構想の実現に向け、今後策定予定の基本計画に基づき、新たな区政運営を踏み出していく年となる。依然として厳しい財政状況の中、新たな行政需要に応じた効果的かつ効率的なサービス展開を図るため、行財政の構造的な改革を集中的に進め、持続可能な区政運営を目指す構造改革実行プログラムをこの8月に策定し、基本構想で描く「10年後に目指すまちの姿」の実現に向け、施策・施設・組織の3つの再編を集中的に、全庁一丸となって取り組んでいく必要がある。

今後10年間の財政見直しを見定め、客観的なデータを基に区民ニーズを的確にとらえ、必要な事業に選択と集中を図り、将来に向けた行政需要と負担額を的確に把握していかなければならない。経常経費化した事業はもとより、これまでの計画に沿って進めてきた投資的事業等であっても、将来に向けた十分な検証に立ち返り、必要に応じて区民と対話等を行い、見直しを図っていかなければならない。一般財源充当事業費について一定の基準を設

け、これを財務規律の基本として順守し、これまで以上に歳出総額を圧縮していくことが必須である。

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育活動や地域活動、経済活動など、多くの日常活動が制限を強いられている状況にある。区は、今年度予算においても第3号までの補正予算を組むとともに、予備費の活用も行いながら、医療・生活・経済を支援する施策を講じてきたところであるが、感染防止対策に十分注意を払いながら、様々な活動を力強く再開させていくことも必要である。区民や現場の声、生活や活動の実態を把握し、時機を逸することなく、適時適切な施策を進めていかなければならない。

令和4年度予算は、これまで以上に財源の確保に努めるため、歳入においては、区の基幹財源である特別区税や国民健康保険料の徴収体制を強化し、歳出にあっては、厳しい財政状況の中、事業の廃止・縮小・先送りといった抜本的な見直しを行って歳出の抑制を図る一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応と、活動再開に向けた施策を打ち出すとともに、新たな基本計画を踏まえながら、中長期的な視点を持って編成をする必要がある。

以上のことを十分に踏まえ、令和4年度予算は、以下に定める方針により編成することとする。

記

第1 重点事項

令和4年度予算は、新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越え、活動を力強く再開し、未来へつなげる予算とするため、新型コロナウイルス感染症対策と様々な活動の支援策、基本計画で掲げる重点プロジェクト、区有施設整備計画に基づく施設整備、構造改革実行プログラムに基づく取組及び新庁舎移転を見据えた業務改善等を重点事項とし、事業効果や効率的な事業手法、事業実施に伴うリスク、後年度負担を踏まえた持続可能性などを見極めた上で、限られた財源を優先的に配分するものとする。

1 新型コロナウイルス感染症対策と様々な活動の支援策

新型コロナウイルス感染症対策を進めるとともに、子どもたちへの教育活動や育成活動、縮小を余儀なくされた地域活動を力強く再開させていくための支援策、区内経済活性化に向けた商店街支援や事業所支援策などを、区民や現場の声、生活や活動などの実態を把握して、十分に検討し、必要な経費を積算すること。

2 重点プロジェクト

基本計画の着実な推進を図るため、特に重点プロジェクトは、重点的かつ

組織横断的に取り組むべき政策課題であり、今後の区政運営の根幹となる政策であるとの認識の下、全庁一体となって取組を進める必要がある。関連部の主体的な連携の下、スピード感を持ち、効率的・効果的な事業手法を検討し、優先的に取り組むこと。①子育て先進区の実現、②地域包括ケア体制の実現、③活力ある持続可能なまちの実現に向け、5年間のロードマップを定め、具体的な事業計画により予算要求を行うこと。

予算積算にあたっては、政策の検討段階から、区民の声の把握に努めるとともに、客観的な論拠となるエビデンス・ベースの議論を経て、事業効果や確実な経費の試算等、精度の高い検討を前提とすることを強く求める。

3 区有施設整備

区有施設整備計画において、区有施設の再編及び更新・保全の基本方針を示している。学校及び各種施設・庁舎等の建替えや改修、設備の更新にあたっては、この方針に基づき、中長期的な経費の最小化を図るため、将来負担を的確に把握し、効率的・効果的な整備の考え方を示した上で予算要求を行うこと。

また、資産の有効活用を図るため、事業計画までに期間がある未利用地や未利用施設等の区有財産の活用を検討し、歳入確保に努めること。

4 構造改革を踏まえた取組

構造改革実行プログラムへの対応については、個別プログラムの進行管理を行うとともに、想定する成果の着実な達成に向け、適切に予算要求を行うこと。要求にあたっては、ビルド・アンド・スクラップを踏まえ、見直し等による経費の削減や、効率化等による労働時間の削減で得られる財政効果を事業計画として明確に示すこと。

また、令和2年度決算の状況や令和3年度行政評価結果等を十分に踏まえ、事業の改善・見直しに取り組み、予算要求を行うこと。構造改革実行プログラムに掲載のない事業であっても、「構造改革の8つの視点」に基づき、事業の廃止・縮小・手法の検討・執行体制の見直し等を経た予算要求を強く求める。

5 新庁舎移転を見据えた業務改善等

令和6年度の移転に向け、区役所新庁舎整備を進めているところである。新庁舎への移転を見据え、業務改善、ペーパーレス推進、働き方改革等を進めていく必要がある。新しい区役所整備調整会議や各P Tの検討状況を踏まえ、事業効果が見える化し、関連する予算を適時適切に積算すること。

第2 一般的事項

予算の積算は、決算状況をもとに実績を十分に踏まえて行うとともに、市場性や競争性に留意し、複数の事業実施方法を比較し、かつ必ず2事業者以上の見積りを徴取する等根拠のあるものとするほか、以下の点に十分留意すること。

1 新規・拡充事業

- (1) 重点事項以外の新規・拡充事業は、真に必要であり優先度の高いものとし、関連する既存事業の統合再編、見直し等事業のスクラップにより経費を生み出すこと。ビルド・アンド・スクラップができていない事業計画は原則として認めない。
- (2) 事業計画を立てる際は、目標達成の時期を見定め、事業終了の時期をあらかじめ想定し、政策的位置付け、戦略的展開や事業効果、事業実施に伴うリスクを明確にした上で、統計や業務データ等の収集・分析から客観的な論拠を見出し、エビデンス・ベースでの計画作成を徹底すること。
- (3) 事業費の積算にあたっては、財源の裏付けを明示した具体的な積算を行うとともに、後年度負担額の縮小に注力し、持続可能な計画とすること。
- (4) 政策課題への対応を担う職員が知識や発想力を磨くことは、欠かすことができないものであり、人材育成のための経費は一定程度計上するものとする。

2 歳出の抑制

- (1) 令和4年度については、人件費や事業の統合による歳出予算の縮減及び事務手続の簡素化を図るため、予算科目を見直している。この主旨を踏まえ、歳出予算を縮減できるよう積算を行うこと。
- (2) 経常経費は削減を原則とし、ICTの活用やペーパーレス化などにより内部管理事務の効率化を進め、内部管理コストの削減を図るなど、更なる歳出抑制・節減に努めること。
- (3) 毎年度経常的に実施している事業についても、エビデンスを基にした分析により適切な需要推計を行い、適切な予算規模とし、決算時の見込差残額の縮減に努めること。

3 ワーク・ライフ・バランス実現に向けた対応

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、ICTの活用やペーパーレス化の推進、アウトソーシングの活用などにより、効率的な仕事の進め方の確立と業務の生産性の向上を図ること。超過勤務手当や事業執行の経費の積算にあたっては、その主旨を十分に踏まえること。

4 歳入の確保

- (1) 最も重要な財源である特別区税については、徴収額及び収入率の目標を定め、これを達成するため、他自治体の優良事例も参考にしながら、取組の強化を進め、確実な税収の確保に努めること。
- (2) 国民健康保険の保険料についても、現状の課題とその原因を分析し、徴収額及び収入率の目標を定め、他自治体の優良事例も参考にしながら、取組の強化を行うこと。
- (3) 特別区税、国民健康保険料を含めた各種債権について、構造改革の視点を踏まえて債権管理体制の強化、債権管理一元化に向けた検討を行い、財源確保に取り組むとともに、徴収に係るコスト削減も進めること。
- (4) 全ての事業について、充当可能な国や都の補助金を再度調査し、最大限の活用を図ること。国や都の補助金を充当する場合については、該当要件等を十分に把握し、確実に交付を受けられるよう事業を組み立てること。
- (5) その他の歳入についても、あらゆる手法を検証し、的確に歳入確保に努めること。

5 国・都の動向の把握

- (1) 国や都の政策動向を注視し、情報収集に努めること。これまで特定財源（補助金等）により執行してきた事業のうち補助金等の廃止や縮小があるものについては、代替となる新たな財源を調査し、財源確保に努めること。それが見込めない場合は、事業の廃止・休止・縮小等の見直しをすることを原則とする。
- (2) 国や都の制度変更等により大幅な需要の増減が見込まれる事業については、変更内容を正確に把握したうえで、的確な需要予測を行い、適切な事業内容へ修正を行うこと。

第3 予算要求・査定

各部からの予算要求、予算査定は次のとおりとする。

1 予算要求

- (1) 各部においては、この予算編成方針に基づき、部ごとの予算編成の考え方を明確にした上で、別途通知する「令和4年度（2022年度）予算編成事務処理方針」により、指定する期日までに予算要求書を提出すること。
- (2) 予算要求は1次経費、2次経費とそれぞれの要求とし、各部は別途通知する「令和4年度（2022年度）予算編成における一般財源要求限度額について」において割り当てられた額の中で予算要求を行うこと。
- (3) 各部においては、その経営機能を十分に発揮し、部長及び庶務担当課長

による部内調整を徹底し、すべての事業を評価したうえで、優先順位付けを行い、割り当てられた一般財源要求限度額の範囲内に収めること。一般財源要求限度額を超えて要求した場合は、別途調整を行う。

2 予算の査定

この予算編成方針に基づき、全事業を対象として査定を行う。